

徳島県告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
徳島健康生活協同組合	徳島市下助任町四丁目九番地	徳島健生病院	徳島市下助任町四丁目九番地	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和八年二月一日